

平成31年4月1日 環循適発第19040112号  
改正 令和2年3月30日 環循適発第2003308号  
改正 令和3年3月31日 環循適発第2103312号  
改正 令和4年3月28日 環循適発第2203281号  
改正 令和4年12月23日 環循適発第2212233号

## 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施要領

### 第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効利用することで、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進めるとともに、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取り組みを支援することを目的とする。

### 第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入や廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用するなどにより、廃棄物処理施設及び周辺施設におけるCO<sub>2</sub>排出抑制を図るなど低炭素化の取り組みを支援するため、以下の（1）～（5）の事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

- (1) 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業
- (2) 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業
- (3) 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業
- (4) 熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業
- (5) 廃棄物処理施設からの余熱や発電した電力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業

### 第3 補助金の交付事業

- (1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

## （2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

### ①第2(1)、(2)については、次に条件に該当する者。

- ・人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業として間接補助事業を実施する市町村を含む。）及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域（次に掲げる各法に定める地域）を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

- ・離島地域　離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ・奄美群島　奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域
- ・豪雪地域　豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項又は第2項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- ・山村地域　山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- ・半島地域　半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- ・過疎地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項により公示された過疎地域を有する市町村及び構成市町村の2分の1以上が過疎地帯市町村である一部事務組合等

### ②第2(3)、(4)、(5)については、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び民間企業等その他団体。

## （3）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものとする。

## （4）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

## ①第2(1)、(2)に係る体制

- ア 補助事業者は、間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知を行う。
- イ 補助事業者は、間接補助金の交付申請をする者(以下「申請者」という。)の要望に応じて開催する環境省との意見交換を行うための会議に出席する。
- ウ 補助事業者は、間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)を行う。
- エ 補助事業者は、間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)の指導監督を行う。
- オ 補助事業者は、間接補助事業者が設定した目標達成状況について報告書の提出を求め、報告書の内容を評価し、所見を間接補助事業者に通知するとともに、環境省へ報告する。
- カ 補助事業者は、間接補助事業者からの問合せ等への対応を行うほか、上記に関する付帯業務を行う。

## ②第2(3)、(4)、(5)に係る体制

- ア 補助事業者は、間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知を行う。
- イ 補助事業者は、間接補助金交付先の採否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会(以下「委員会」という。)の設置運営を行う。
- ウ 補助事業者は、間接補助金の交付(交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。)を行う。
- エ 補助事業者は、間接補助事業者の指導監督を行う。
- オ 補助事業者は、間接補助事業に対する問合せ等への対応のほか、上記に関する付帯業務を行う。

## (5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条まで、第18条及び第19条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第15条又は第16条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

## (6) 間接補助金交付先の採択等

### ①第2(1)、(2)

- ア 補助事業者は、申請者が提出する書類について、補助対象事業にかかる間接補助金の交付が法令及び予算に定めるところに違反しないかどうか、補助対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、申請者に補助金を交付すべきと認めたものについて、環境省が指定する様式の書類を作成し、環境省に提出する。

イ 補助事業者は、アで提出した書類について、環境省と協議の上、交付先を採択する。

ウ 申請者が提出した書類について変更（ただし、軽微な変更を除く）を伴う場合は、補助事業者が、前段の手続きに準じて、環境省の指定した様式の書類を作成するとともに、環境省と協議を行う。

## ②第2(3)、(4)、(5)

ア 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、環境省と協議の上、採否に関する審査基準（案）を作成し、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

イ 補助事業者は、アの審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。

ウ 間接補助金交付先の採択は、環境省環境再生・資源循環局長と協議の上、行うものとする。

エ 補助事業者は、イ及びウに基づき採択した事業の計画変更（ただし、軽微な変更を除く）が生じた場合は、必要に応じて環境省の指定した様式の書類を作成するとともに、環境省と協議を行うものとする。

## （7）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

## （8）間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

## （9）間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

## （10）事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

#### 第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するとともにインターネット又は広報誌への掲載等により公表するよう、期限を設けて指示しなければならない。

#### 第5 指導監督

##### (1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

##### (2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第11号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

#### 第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

#### 附 則

- 1 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用し、令和2年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）（以下「経過措置団体」という。）については、激変緩和のために令和9年3月31日まで6年間（同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。以下同じ。）については、令和10年3月31日まで7年間）の経過措置として、この実施要領第3（2）の対象とする。この場合において、新規事業の採択については、旧法の失効する日までに地域

計画、一般廃棄物処理計画等に記載されている事業を原則とする。なお、本項により採択された令和8年度分の交付金で令和9年度以降の年度（特別特定市町村については、令和9年度分の補助金で令和10年度以降の年度）に繰り越したものがある場合には、経過措置団体はなおこの実施要領第3（2）の対象とする。

- 4 過疎法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村が前項の規定により事業を実施できる区域は、特定市町村の区域とみなされる区域とする。

#### 附 則

- 1 この実施要領は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用し、令和2年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用し、令和3年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この実施要領は、令和5年1月1日から施行する。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圈構築促進事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(詳細は別表第2-1に定める。)のうち、別表2-1枠外下欄備考の(1)に掲げる設備等の整備に係るもの	補助事業者が環境省担当官と協議の上で必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>※</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、設備区分に応じ2分の1または3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
	エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業	事業を行うために必要な工事費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(詳細は別表第2-1に定める。)のうち、別表2-1枠外下欄備考の(2)に掲げる設備等の整備に係るもの	補助事業者が環境省担当官と協議の上で必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>※</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

	<p>電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(詳細は別表第2-2に定める。)</p>	<p>補助事業者が必要と認めた額 (EV収集車・船舶については同規模かつ同等仕様の最新燃費基準に適合したディーゼル収集車・船舶、ガソリン収集車・船舶又は重油収集船舶の価格と第3欄に掲げる経費との差額として大臣が必要と認めた額)</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 ※ イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1(EV収集車・船舶については4分の3)を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
	<p>熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備、これらの設備を運転制御するために必要な通信・制御設備等を導入する事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(詳細は別表第2-2に定める。)</p>	<p>補助事業者が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 ※ イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
	<p>廃棄物処理施設からの余熱や発電した電</p>	<p>事業を行うために必要な人件費及び業務費並びにその</p>	<p>補助事業者が必要と認めた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 ※</p>

力を地域において有効利用するために、熱や電力を利活用する設備設置に対する余熱見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査する事業	他必要な経費で補助事業者が承認した経費（詳細は別表第2-3に定める。）		<p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、算出された額が1,500万円を超える場合は、1,500万円を上限額とする</p>
---	-------------------------------------	--	--

※ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

別表第2－1

## I 算定基準

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	(直接工事費) 材 料 費 労 務 費 直 接 経 費	<p>別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。</p> <p>別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。</p> <p>直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。</p> <p>このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。</p>
		(間接工事費) 共通仮設費	<p>間接工事費のうち、共通仮設費については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</li> <li>(2) 準備、跡片付け整地等に要する費用</li> <li>(3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</li> <li>(4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用</li> <li>(5) 技術管理に要する費用</li> <li>(6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。）</li> <li>(7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）</li> </ul>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額								
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>當繕損料については、直接工事費と共に仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの當繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <table> <tr> <td>(1) 純工事費（當繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500 万円以下の場合</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 純工事費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>(3) 純工事費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>(4) 純工事費が 3,000 万円を超える場合</td> <td>1.0%</td> </tr> </table> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち當繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>	(1) 純工事費（當繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500 万円以下の場合	2.5%	(2) 純工事費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合	1.9%	(3) 純工事費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合	1.5%	(4) 純工事費が 3,000 万円を超える場合	1.0%
(1) 純工事費（當繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500 万円以下の場合	2.5%										
(2) 純工事費が 500 万円を超え 1,000 万円以下の場合	1.9%										
(3) 純工事費が 1,000 万円を超え 3,000 万円以下の場合	1.5%										
(4) 純工事費が 3,000 万円を超える場合	1.0%										

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
	現場管理費		<p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100 万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100 万円を超える場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200 万円を超える場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500 万円を超える場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800 万円を超える場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000 万円を超える場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000 万円を超える場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000 万円を超える場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が 10,000 万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p> <p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の 2 分の 1 に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000 万円以下の場合 12.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000 万円を超える場合 2,000 万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000 万円を超える場合 5,000 万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000 万円を超える場合 7,000 万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000 万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500 万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500 万円を超える場合 1,000 万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000 万円を超える場合 4,000 万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000 万円を超える場合 10,000 万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が 10,000 万円を超える場合 20,000 万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が 20,000 万円を超える場合 11.5%</p>

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
事 務 費	付帶工事費	土地造成費	施設整備の付帶工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。 なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。
		搬入道路等	
		工 事 費	
	門 囲 障 等	調 査 費	調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	工 事 費		
	そ の 他		
	工 事 費		
	工 事 雜 費		工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 1.0%
	旅 費 及 び 序 費		工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 工事費が 5,000 万円以下の場合 3.5%
			(2) 工事費が 5,000 万円を超え 10,000 万円以下の場合 3.0%

I 区 分	II 費 目	III 細 分	IV 基 準 額
			<p>(3) 工事費が 10,000 万円を超え 30,000 万円以下の場合 2.5%</p> <p>(4) 工事費が 30,000 万円を超え 50,000 万円以下の場合 2.0%</p> <p>(5) 工事費が 50,000 万円を超え 100,000 万円以下の場合 1.0%</p> <p>(6) 工事費が 100,000 万円を超える場合 0.5%</p>

#### 備 考

1. 補助対象として上表を適用する設備等の範囲は次のとおりとし、ここに定めのないものはエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル及び廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルによるものとする。

#### (1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業

新設に関する事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な施設を建設するものであり、要件は次のとおりである。

ア. エネルギー回収率 22.0% 相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI 等の民間活用、廃棄物処理の有料化等についての検討及び一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ただし、令和元年度以前に、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）

（以下「交付金事業」という。）交付要綱（令和 2 年 3 月 31 日環循適発第 2003311 号事務次官通知）別表 1 の第 3 項の施設整備に関する計画支援事業又は第 4 項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ. 上記ア. のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理

施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

オ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

カ. エネルギー回収型廃棄物処理施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。キ. 補助の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。ク. 本事業の補助対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
  - ②前処理設備
  - ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
  - ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
  - ⑤燃焼ガス冷却設備
  - ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
  - ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
  - ⑧通風設備
  - ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
  - ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
  - ⑪搬出設備
  - ⑫排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
  - ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
  - ⑭冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
  - ⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備
  - ⑯消火設備その他火災防止に必要な設備
  - ⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
  - ⑱前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
  - ⑲前各号の設備の設置に必要な建築物
  - ⑳搬入車両に係る洗車設備
  - ㉑電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
  - ㉒前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
- ケ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ク. ⑲の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑰の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

## (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する補助事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、要件は次のとおりである。

ア. あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が5%相当以上削減されるものであり、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備える場合は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定し、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、実施要領第3(2)の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

ただし、令和元年度以前に、交付金事業交付要綱（令和2年3月31日環循適発第2003311号事務次官通知）別表1の第3項の施設整備に関する計画支援事業又は第4項の廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業を実施している場合は、交付金事業の例による。

イ. 補助の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。  
ウ. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策及び災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

- ①受入・供給設備
- ②前処理設備
- ③メタン発酵設備
- ④燃焼（溶融）設備
- ⑤熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備
- ⑩焼却残さ溶融設備
- ⑪発酵残さ処理設備
- ⑫給水設備
- ⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑭電気設備
- ⑮計装設備
- ⑯消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑱前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑲前各号の設備の設置に必要な建築物

②電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

2. 事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費等）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、プロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベア、レンガ、スタッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。

ただし、現場加工されるものを除く。

## II 費用の説明

交付対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、調査費及び工事雑費に、また事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

### 1. 「本工事費」とは

(1) 直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

#### (2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材料費 工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労務費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直接経費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水道光熱電力料 工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機械器具損料 工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

#### (3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運搬費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準備費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるもの除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

(ウ) 仮設費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。

(エ) 役務費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。

(オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。

(カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。

(キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。

(ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

- ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。（特殊製品については付表参照）
- (4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。
- (5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。
- ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。
- イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。
- ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及び他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。
- (6) 「工事雑費」とは、交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金等、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金等又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。
2. 「事務費」とは、交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金等（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人物費並びに物件費〕をいう。

### III 交付対象事業費の算定要領

#### 1. 工事費について

##### (1) 本工事費及び付帯工事費の区分

ア. 本工事は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備の設置に係る工事費

(イ) (ア) 設備を補完する設備のうち、管理棟の設置に係る工事費

イ. 付帯工事費は、次のものについて算定すること。

(ア) 廃棄物の処理に直接必要な設備を補完する設備（管理棟を除く。）の設置に係る工事費

(イ) 施設の設置に必要な最小限度の用地の造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）

(ウ) 電気、ガス、水道等の引込み工事に係る負担金

(エ) 前各号に掲げる工事等以外のものであって、必要最小限度の付帯工事

##### (2) 直接工事費

ア. 材料費は、次のものについて算定すること。

(ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算することが

できること。

(イ) 価格

価格は、別に定める主要資材単価表に基づくものとするが、これがない場合には原則として入札時における市場価格とするものとし、これに買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料を加算するものとすること。

イ. 労務費は、次のものについて算定すること。

(ア) 所要人員

所要人員は、原則として現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに算定するが一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものであり、別に定める工事標準歩掛表に基づいて算定するものとすること。

(イ) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支払われる賃金であって、基本給及び割増賃金をいうものであること。

基本給は、別に定める職種別賃金日額表を使用するものとすること。基本作業外の作業及び特殊条件による作業に従事した場合に支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は従事した時間及び条件によって加算することができること。

(3) 特殊製品

特殊製品とは、管理された工場において、原材料を混合及び成型または組立を行う等加工工程を経て生産し、一般に市販されている製品等であって、設計積算に当たって購入（特注を含む。）の上使用することを予定しているものであること。

特殊製品は、実施要領別表2-1の付表に掲げるもののほか次のもの等が該当する。

i . コンクリート製品

- ① ブロック（積、張、平、連節、根固、消波、空洞、縁石、U型、L型、枠、境界、歩道）
- ② 杭（境界、P C、R C）
- ③ 板（P C、R C）
- ④ 柱（P C、R C）
- ⑤ 矢板（P C、R C）
- ⑥ 管（ヒューム、P C、R C、無筋コンクリート）
- ⑦ 集水枡、街蓋、方格材、R C 枝、柵、ボックスカルバート、組立擁壁

ii . 鉄鋼及び金属製品

- ① 枝（I形鋼、H形鋼、溝形鋼、山形鋼）
- ② 杭（H形鋼、鋼管、簡易鋼）
- ③ 鋼柱（照明、標識）
- ④ 矢板（鋼、簡易鋼、鋼管）
- ⑤ 管（鋼、鉄、コルゲート）
- ⑥ 支保工用H形鋼
- ⑦ 簡易組立式橋梁、組立式歩道、ライナープレート、覆工板
- ⑧ ガードレール、ガードロープ、フェンス、ガードパイプ、落石防止柵、道路鋸、舗装用鉄鋼、鋼格子床板

iii . ゴム・合成樹脂製品

① 合成樹脂管

② ドレンホース

③ 吸出防止材

iv . 電気製品

電気材料及び機器

v . その他

① 石綿管

② 陶管

③ 視線誘導票、標識、カーブミラー、情報板、吸防音壁、落石防止網、タイル、消雪パイプ

④ 継手

vi . 半製品

① 生コンクリート

② 生アスファルト合材

③ 凍結防止材

#### (4) 洗車設備に係る工事費

洗車設備に係る工事費は、搬入車両の単位時間当たりの台数に見合う必要最小限度の設備に要する経費であること。

## 2. 事務費

事務費のうち備品費は、原則として取得価格1品目15万円未満のものについて算定するものとし、15万円以上のものについては、あらかじめ環境大臣に協議し、その承認を得たものに限って算定することができる。

別表第2-2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費)	<p>直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。</p>
		材料費	<p>工事を施工するに必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。</p>
		労務費	<p>直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。</p>
		直接経費	<p>工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。</p> <p>〈特許使用料〉</p> <p>契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。</p> <p>〈水道高熱電気料〉</p> <p>工事を施工するに必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。</p> <p>〈機械器具損料〉</p> <p>工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。</p>
		(間接工事費)	<p>間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。</p>
		共通仮設費	<p>次に掲げるものについて積算するものとする。</p> <p>〈運搬費〉</p> <p>工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。</p> <p>〈準備費〉</p> <p>工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。</p> <p>〈仮設費〉</p>

			<p>機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。</p> <p>〈役務費〉</p> <p>仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。</p> <p>〈技術管理費〉</p> <p>品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。</p> <p>〈営繕損料〉</p> <p>現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。</p> <p>〈労務者輸送費〉</p> <p>労務者輸送に要する費用をいう。</p> <p>〈安全費〉</p> <p>交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。</p> <p>〈現場管理費〉</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。</p> <p>一般管理費</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。</p>
付帯工事費	<p>土地造成費</p> <p>搬入道路等工事費</p> <p>門囲障等工事費</p> <p>その他工事費</p>		<p>当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。</p> <p>〈土地造成費〉</p> <p>施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p>〈搬入道路等工事費〉</p> <p>施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費（準備工事費を含む。）をいう。</p> <p>〈門及び囲障等工事費〉</p> <p>敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事</p>

			に必要な最小限度の工事費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
	工事雑費		交付対象事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金等、印刷製本費、光熱水料通信運搬費、雜役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与（退職手当金を除く。）並びにこの費目から賃金等又は給与が支弁される者に係る交付対象事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	旅費及び宿費		交付対象事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び宿費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品

			費等の人物費並びに物件費】をいう。
--	--	--	-------------------

別表第2－3

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
人件費	人件費		事業に従事する者の作業時間に対する人件費。ただし、地方公共団体の職員の人件費は含まない。
事務費	旅費及び宿費		事業を行うために直接必要な事務に要する旅費及び宿費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、備品費〕をいう。